

業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出（新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。）の促進に努めるものとする。

（エンカル消費等の推進）

第11条 県は、県民に対しエンカル消費（持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。以下この条において同じ。）の主体的な実践につながる情報提供等の普及啓発を行うとともに、エンカル消費の理念に基づく取組を実践するものとする。

2 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エンカル消費に資する事業活動の実践に努めるものとする。

3 県民は、消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エンカル消費の実践に努めるものとする。

4 県は、消費行動と連動させ、地消地産（地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産することをいう。）の取組を推進するものとする。

（環境教育の推進）

第12条 県は、県民の持続可能な脱炭素社会づくりに関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、市町村と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

（事業者等への支援）

第13条 県は、事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（国及び国内外の自治体との協働）

第14条 県は、気候変動、プラスチック廃棄物等の地球規模の課題に対し、国及び国内外の自治体と協働して取り組むため、持続可能な脱炭素社会づくりに関する本県の取組の発信、先進的な事例の収集、技術情報の交換等に努めるものとする。

（施策の実施状況の報告及び公表）

第15条 知事は、毎年、県が講じた持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（財政上の措置）

第16条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

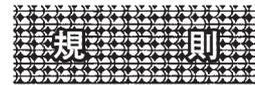
（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

調査課



長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第13号

長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

（長野県教育委員会事務処理規則の一部改正）

第1条 長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1中「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に改める。

（長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正）

第2条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第5号を次のように改める。

(5) 長野県立美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）による長野県立美術館

第32条中「長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館は、長野県立美術館条例」に、「美術に関する資料」を「美術品」に、「こと」を「とともに、美術の振興を図り、もって教育、学術及び文化の向上に寄与すること」に改める。

第33条中「長野県信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に改める。

別表第6の2の長野県信濃美術館協議会の項中

「長野県信濃美術館協議会」を「長野県立美術館協議会」に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に、「信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則第32条の改正規定（「長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館は、長野県立美術館条例」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

教育政策課